

特別寄稿

「中小企業の会計に関する基本要領(案)」の概要と実務への影響

(下)

「経営者にも分かりやすい会計」をコンセプトに、このほど公表された「中小企業の会計に関する基本要領(案)」。今号では、求められる会計人の対応等について、中小会計要領立案のワーキンググループ委員の櫻庭周平税理士・公認会計士に詳しく解説してもらう。

I. 中小会計要領の概要

「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」と比較しながら、中小企業の会計に関する基本要領(案)」(以下「中小会計要領」)の特徴を整理してみよう。

1. 総論

中小会計要領の特徴が示されている部分。

(1) 目的

中小企業の成長に資するため、会社法上の計算書類作成に必要な会計処理等を示すものであると、端的に中小会計要領の狙いが示されている。

実務上は、4つの目的に対応することが求められる。

- ・経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、経営状況の把握に役立つ会計
- ・利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計
- ・会計慣行を考慮し、会計と税制の調和を図り、会社計算規則に準拠した会計
- ・計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

(2) 利用対象

中小企業(除く会計監査対象会社)は、中小指針と中小会計要領の選択適用が可能となった。

(3) 他の会計処理の方法

中小会計要領で示されていない会計処理が必要となった場合についての対応方法が示された。実務的には、まず企業の実態等を把握したうえで、典型的には次の順序で適用を検討することが想定される。

- ・中小指針
- ・法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理
- ・企業会計基準
- ・その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行

(4) 適時の記帳の強調

すべての取引を正規の簿記の原則に従って記帳すること、適時に網羅的に記帳すべきことが強調されている。実務的にはこれまで以上に迅速な月次決算の比重が高まると予想される。

2. 各論について

中小会計要領の財務会計面での特徴がよく示されている。

(1) 簡略化

中小指針に比べて、次の項目が含まれていない。

税金費用・税金債務、税効果会計、組織再編の会計、決算公告やキャッシュフロー計算書に関する記述、今後の検討事項

(2) 付加

他方、資産・負債の基本的な会計処理の項目が付加された。

(3) 税法会計との相違点

現行の税法会計と比較すれば、主な相違点として次の3点をあげることができる。

- ・固定資産の減価償却
- ・相当の減価償却を行うこととされた。

「経営者に選ばれる会計人」の真価が問われる時代

・引当金の計上

引当金の要件に該当するものについては、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載することとされた。

・強制評価減

有価証券・棚卸資産について、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上することとされた。

3. 様式集について

会社法上の計算書類等のひな型が掲げられている。会社法上の計算書類ではないが、利用者の便宜のために「記載上の注意」が納められている。なお製造原価明細書は、附属明細書のひとつと位置づけられたと解される。

II. 求められる会計人の対応

そこで、会計人にはどのような対応が求められるのであろうか。紙面の関係で詳述できないが、ポイントは以下のとおり。詳しくは中小企業向け会計制度の最新動向を伝えるポータルサイト(<http://www.frs-sme.jp/>)を参照されたい。

1. 計算書類の作成

中小会計要領に基づく計算書類作成は、会計人にとっては難しくない。だが、外部報告用の計算書類を提供するだけでは、会計人が求められる最低限のバーをクリアしたにすぎない。ここに中小会計要領の本質が潜んでいる。

2. 4つの影響

中小会計要領の目的に即して考えると、会計事務所の実務への影響が浮かび上

がってくる。

(1) 月額の顧問報酬への影響

中小会計要領の目的として、「経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つもの」で「中小企業に過重な負担を課さない」ものであることが掲げられている。

そのため、経営者が理解できるレベルの会計業務を過重な負担を覚悟して税務の専門家に頼まなくともいいのだ、などといった風潮が徐々に浸透するともいわれ

る。そのうえ、会計業務は誰でも携われるものだと徐々に知られることが避けられない。

会計サービスは、会計事務所が一手に引き受ける時代ではなくなり、他の参入も含めた競争が激化し、価格競争がこれまで以上に激しくなることが予想される。

(2) 月次決算の早期化への影響

中小会計要領の目的として、「中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計」が掲げられている。

金融機関は、中小企業金融には定期的なモニタリングが必要だが、現状では中小企業全般に普及した会計ルールがないことから、財務諸表の信頼性に不安があり、中小企業の直近の経営状況や返済見通しを知るための資料がない、との問題意識を持っているとされる。

そのため、今後は中小会計要領を通した顧客との決算書における信頼関係構築が必要であり、具体的には期中管理資料(資金繰り表、試算表等)の作成及び経営改善策等の策定についてコンサルティング的役割を金融機関側として発揮する必要がある、と方向づけられていると聞く。

そのうえで、中小企業の会計(中小会計要領)の活用を促進し、自社の経営状況の適時の把握、及びそれを基にした金融機関との対話の促進を推進する必要があるとし、中小企業者の経営力・資金調達力の強化及び金融機関との長期安定的なリレーション構築を図る、としているのである。

年一度の決算だけでなく、期中管理すなわち月次決算情報を翌月早期に顧問先に提供し助言することが、会計事務所のあたり前のサービスになると予想される。

(3) 会社法上の計算書類を作成することによる影響

会社法に適法な計算書類であることは、金融機関に対しては特にメリットが強調できよう。同時に会社法上の責任が生ずるので、虚偽記載や重要な項目の誤記(重過失)などがないよう、厳格な会計処理が求められると覚悟しなければならない。

(4) 経営状況の把握に役立つ会計であることの影響

顧問先の経営に役立つ会計サービスを提供することは、多くの会計事務所にとって未経験の分野である。そのため、「経営者が理解し、自社の経営状況を適切に把握できる」会計を実践して顧問先の中小企業の成長に役立つために工夫する会計事務所と、過去の決算書を提出することに留まる旧来型の会計事務所との“違い”が明確になることは避けられそうにない。

3. 普及・活用をオールジャパン体制で

厳しい経営環境のもと、経営の役に立つ中小会計要領は普及するものと期待されている。中小企業自身が求める経営のツールであるからである。

日商など中小企業関係者、中企庁や金融庁などの行政当局、金融機関、日税連等の会計人などは、組織的に中小会計要領の普及活用に取り組むことに合意した。

中小企業をめぐる環境は大きく変わりつつあるが、会計もまた大きく変わるようになった。供給過剰ともいわれる士業関係者がどのように対応するのか、会計人の思惑を超えて時代が目撃することになってきたのである。

税務業務のように無償独占ではない「経営に役立つ会計」という分野で、経営者に選ばれる会計人であり続けるか、真価が問われる時代が到来した。

(終わり)



櫻庭 周平
(さくらば・しゅへい)

1947年生まれ。1981昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所。1997年櫻庭公認会計士事務所開設。経営実務を重視した経営コンサルティングを展開する傍ら、NPO法人会計参与支援センター理事長、中小企業庁の中小企業の会計に関する研究会委員、ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授、中企庁と金融庁の中小企業の会計に関する検討会WG委員、中小企業政策審議会企業力強化部会臨時委員等を務める。